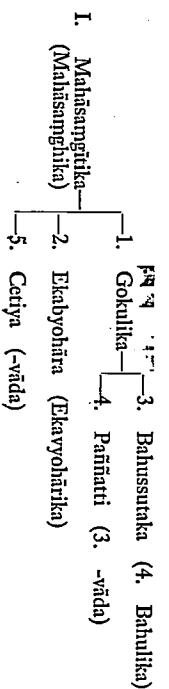


# 部派の成立

## 根本的一様

### I. 小派の系譜

小派の系譜を示す伝承は十数種<sup>(1)</sup>に及び、部派の立場を  
みてかならず相違が認められる。必ず、鹿北圓通<sup>(2)</sup>によ  
る代表的な伝承を表示すれば、次の如くやある。

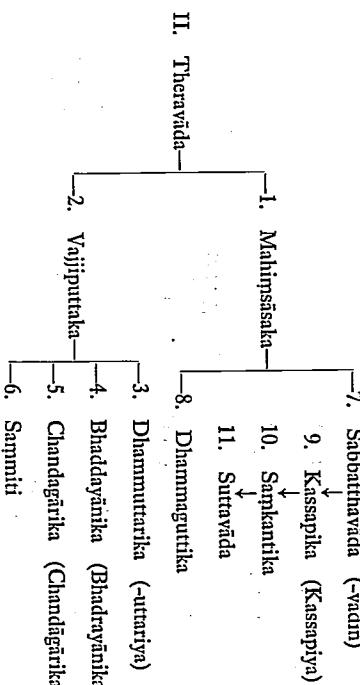


(1) *Dīpavaṇṇa*, v. 39-54 [A.D. IV]; *Mahāvāṇa*, v. 1-13 [A.D. VI]; *Mahābhadrivāṇa*, pp. 96f. [A.D. X] (小派譜=スコ

トルカーラ園部の大寺派の伝承)

(2) 諸派の名稱と歷代は *Dīp.* に據る。 *Mah.* と相違する箇所は

( ) の如きである。

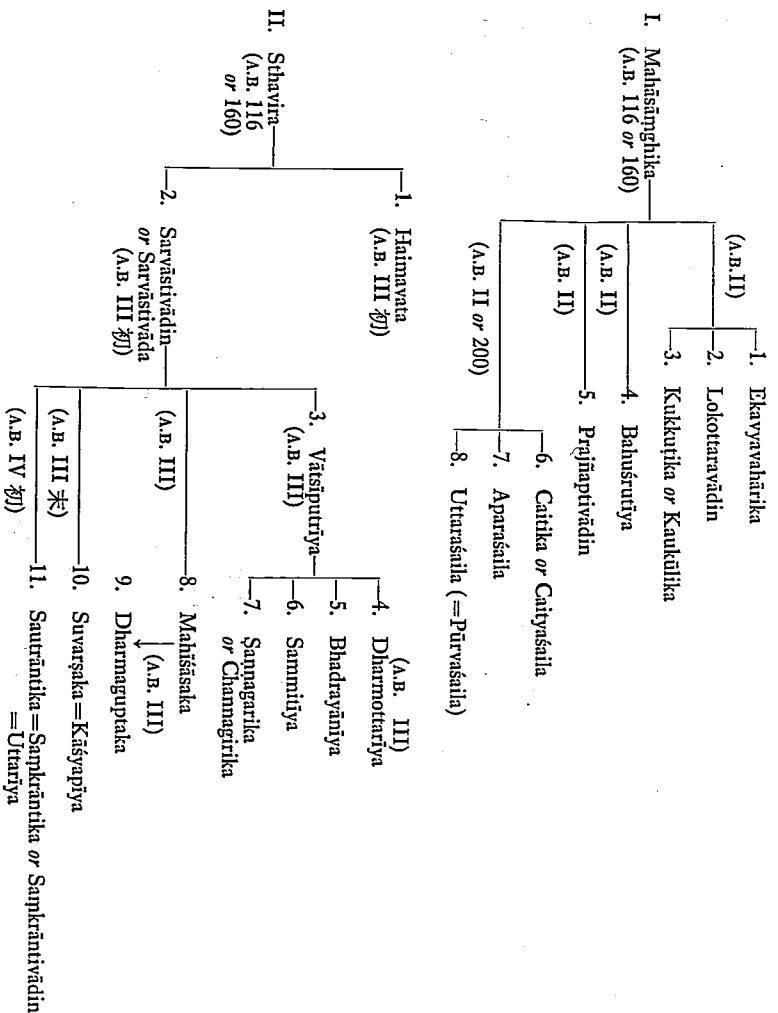


(1) 小の悉の Jambudipa に於ける小派

1. Hemavatika (Hemavati)
2. Rājagirika (Rājagiriya)
3. Siddhattha
4. Pubbasekha (-seliya)
5. Aparaselika (-seliya)
6. Apararājagirika (Vajiraya)
- (2) Lankadipa に於ける小派
  1. (Dhammadruci)
  2. (Sāgaliya)

(2) *Samayabhedaparacanacakra* (by Vasumitra, A.D. II); 「十八

部譜」No. 2032 [A.D. 401-413 鶴臘羅士憲] 大正四九・一四二  
-「十」『金剛經譜』No. 2033 [A.D. 548-569 真諦譜] 大正四九・  
一〇一・一〇二・『聯廣經譜』No. 2031 [A.D. 662 梵那譜] 大正  
四九・一四一・一四二・『大智度論』[A.D. IX, Dharmakara,  
Bzan skyon 譜] 大正 No. 5039; 東北 No. 4138 (釋) 塔那  
經の眞詮

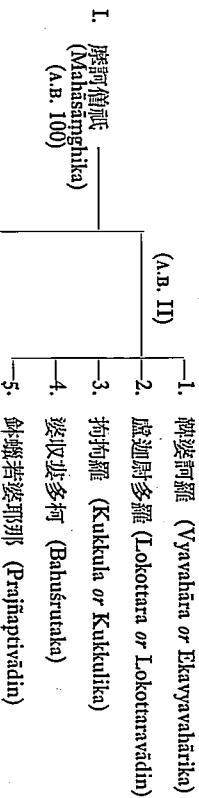


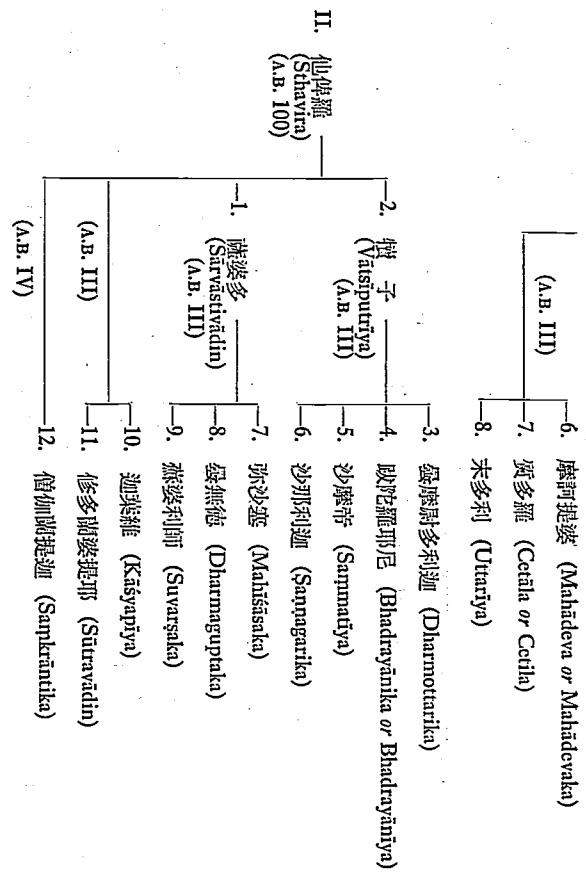
右の一表をみると、大衆系の部派の名称についてではよいその一致を見るが、スリランカの伝承がアンドラ地方の部派（東山部、西山部など）の所属の系統を佔めないのは、その派が早くスリランカに伝わって、イソニア本土の正確な情報をえられなかつたためである。次に上座系の分派の系譜は両伝承において相違が認められる。スリランカの伝承は、上座系のすべての部派を Theravāda (スリランカ上座部) よう流出せしむるのに対して、カシミール有部の伝承は、Sthavira (上座部) より雪山部と説く。一切有部を分立し、それ以外の上座系の部派を後者より流出せしめる。しかし、雪山部は先上座（本土上座）部とも名づけられるのであるから、雪山部を上座系の本派に比定すれば、両派の伝承が、上座系の諸派を由派よつ源由

したと主張する点では共通している。

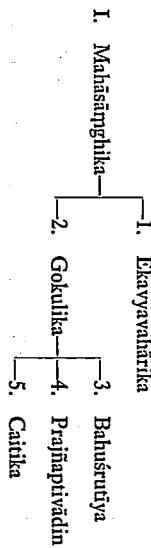
さて、上座部より分立する二大部派は、スリランカー伝承によれば化地部と犢子部であるが（説一切有部は化地部より流出）、カシミール有部の伝承は、説一切有部から同じ二大部派を分立せしめる（スリランカー上座部を無視）。かようど、化地部と犢子部との分立の形態は共通しているが、説一切有部とスリランカー上座部との位置付けに相違が認められる。これは両派がある時期に対立関係にあつたことを推定せしめる。従つて、他派の伝承を表示

(3) 『新編佛圖經』No. 1465 [A.D. 317-420 失誤] 大正11四・九〇〇廿一ト（大衆部の伝承）





㊂ *Mitrayahedavibhāgavātājyāna* (by Bhava, A.D. VI) [A.D. 981-1054, Dipapakaraśrijñāna 諸論] 大寫 No. 5640, 小寫 No. 4139; 錄川報 (山中報の註脚)



『金光明經』(大乘經) の正承は、その漢訳の母文が  
『佛說法華經』で、各派の派生の源流とみなされる。かくして  
一派の正承をいふ出處がある。又  
 ① Ekavyavahārīka, Lokottaravādin, Kuṇḍalika or Kauki-  
lika, Bahuśrutīya, Prajñaptivādin (大乘經の注脚)  
 ② Dharmotturīya, Bhadrayānīya, Samnitīya, Samagarika  
 or Channagirika (釋小乘の注脚)  
 ③ Mahīśāsaka, Dharmaguptaka (釋小乘の注脚)

原形のみならぬものが、ある。

次に、各派の正承の出處を記す。

## ① Ekavyavahārīka, Gokulika, Bahusūruṇīva, Prajñaptivādin,

Caṅika (大衆部の支派)

## ② Dharmottariya, Bhadravāṇīya, Saṃmatīya, Saṃagarika

(耆子部の支派)

のグループの流出の形態は、スリランカー上座部の伝承に一致する。しかし、説一切有部から流出する部派の系譜は、『舍利弗問経』のそれに近い関係にある。また、正量部伝承が、有部と化地部の中間に分別説部を挿入するといふは注目に価する。<sup>(4)</sup>

II、部派の形成と展開<sup>(5)</sup>

## 1、大衆系の部派

① Mahāsaṃghika (*Pāli*: Mahāsaṃgṛiti, Mahāsaṃghika, 聖

訥僧祇、摩訥僧祇者柯、大衆; Dge hdun phal chen poli sde)

根本分裂の頃(仏滅後二世紀 B.C. IV末—I III初)大衆部がマガダを中心とした地域を拠点としたんだが、第一結集や根本分裂の伝説から推定するに難くない。前一後一世紀には Mathuraにおいて、また二世紀には Kausambi, Wardak, Kārla などの僧伽が存在した。三世紀にはアンド

ラ地方の Amarāvati, Nāgarjunakonda と Hamga (=Mahā-saṃghika) の名称によつて、その存在が確證されてくる。<sup>(6)</sup> されど、大衆部の中心として、安呂羅縛国 (Andarāb, Hindukush)、迦湿彌羅國 (Kashmira)、南印度の駄那羯囉國 (Dhānyakatāka) を挙げてゐる。義淨によれば、大衆部はマガダに存在し、南印度、北印度、西印度 (羅茶 Lāṭa, 信度 Sindh) では僅かに存在した。東裔 (Nālandā 以東) では、上座・有部・正量の諸部と共に雜行された。スリランカーでは全く見出されず、南海諸洲では上座部と兼学された。

② Ekavyavahārīka (*Pāli*: Ekavyohārīka, 極柯  
毗婆訥利柯、一説、執一語訥柯; Tha sñād gcig pa); Vyavahāra (驛婆訥羅)

仏滅後二世紀、大衆部より分派した最初のグループ (説出世・鶴臘を含む) 中の一派である。バヴァヤの大衆部伝承はこの派の存在を知らない。またヴィニータテーグア (根本有部の伝承) はこのグループの存在を伝えない。真諦によれば、大衆部が王舍城の北、央掘多羅國 (Aṅguttarāpā) に伝播し、異説を生じたとする。一説部とは、こ

の派は、世・出世の法は悉く是れ仮名であると執し、一切法は実体あるといふ無し、と主張する。同じくいれは一名であり、名は説であるから、一説と名づける、と釈してゐる。『文殊師利問経』に「執一語訥部」となし、所執が【摩訥】僧祇と同じであるから、一説部、と論じてゐるが、窺基は正しくないと反論する。

③ Lokottaravādin (盧俱多羅婆拘、出世間説、出世説、説出世、出世間説; Hīg rten ḥdas smṛta, Hīg rten las ḥdas par smṛta ba); Lokottara (盧迦陀多羅)

仏滅後一世紀、大衆部より分立した最初のグループ中の一派である。スリランカー上座部とベガヤの正量部と大衆部の伝承とは、この派の存在を知らない。窺基によ

れば、この派は世間の煩惱は顛倒より起り、これが業を生じ、業より果を生ずる、と主張する。世間の法はすでに顛倒より生じ、顛倒にして実でないから、世間の法は但だ仮名のみ有つて、すべて実体がない。出世の法は顛倒より起らぬことなく、道と道果は皆実有である。これは実であり、世間は皆假である。したがつて説出世部と名づける、と舉してゐる。ベロによれば、説出世部

は鶴臘部から分立した後に、大衆部の名称を帯びた一説部に、比定される。玄奘は梵衍那國 (Bāṇiyān) にこの派が存在したことと伝える。ターラナーダはペーラ王朝期 (九—一〇世紀) との派が存在したことを言及している。

現存の *Mahānastu* は、説出世部の律藏に付せられたアヴァーダーナ (仏教) であつたと推定される。<sup>(7)</sup> ダットによれば、同書において caitya (塔廟) の供養業に大果を認められど、窺基によれば、説出世部を制多山部に比定する。

④ Gokulika (*Pāli*; Ba lan guas pa); Kukkula (拘拘羅), Kaukūlika (高拘梨・高拘梨柯、灰山住); Kukkujika (高俱胝柯、灰山住; Bya gag ris)

仏滅後一世紀、大衆部より分派した最初のグループ中の一派である。部派名の語原に三種の説がある。スリランカー上座部と、ベガヤの正量部と大衆部との伝承は Gokulika を伝える。牡牛 (go) の家系 (kula) に属するものを意味する。『舍利弗問経』『文殊師利問経』および『部執異論』は Kaukūlika (灰山住部) を伝える。Kukkula は「熱灰」を意味し、真諦によれば、この部の住する山の

右は灰を作るので、灰山住部と名づけ。『毘舍那禪經』は Kukkuṭika (鶏窟部) を訛る。Kukkuṭika は「雄蟲」を意味し、窓基によれば、これはベトヤンの姓である。上古に仙ありて、食欲に逼られて遂に一鶏に染じて生むといふの族があるので鶏窟と云う。この派は、經と律を方便となし、対法 (トツタルヤ) のみを弘めた。

⑤ Bahusuttaka (Pāli: Bahussutaka, Bahulika; 漢訳多聞)

密毘輸底柯、多聞、得多聞; Main du thos pa) or Bahusuttaka

śrutiya

スリランカー上座部とベガヤの正量部伝承は、牛家部から多聞部を流出せしめるが、ヴァスマミトラと『舍利弗問經』の伝承は、仏滅後二世紀に大衆系の第二のグループ中の一派として大衆部から直接に分立せしめる。また、ヴィニーターヴアは有部より分派したとなし、ベガヤの大衆部伝承はこの派の存在を知らない。

真諦によれば、仏在世の時に一バラモンがいて祠皮衣 (Yajñavalkya) へ名づけた。昔仙人となつて樹皮衣を被て天を祠いたのや、後に出来して、仏の説法に随つて能く誦持した。仏が未だ涅槃しない時、雪山に住して、坐禪

して仏の滅度を知らなかつた。仏滅後二百年中に、雪山より出でて央掘多羅國に至つた。大衆部所伝の三藏は浅義であったので、彼は具足せる深義を誦した。大衆部中には、浅義を弘める者と、深義を弘める者があつた。深義を弘める者は大衆部より分立して多聞部と名づけた。此に於て云ふ。あた『成美論』(No. 1616, A.D. 402-412) おんの派に帰して云ふ。

II半紀に南イランの Nāgājīnākonda (II半紀) と西北イハビの Pālātū Dheri (II半紀) は、この派の存在が確証される。(註) これは大衆部の二大中心地、ガンダーラとアンドラにおいて、前者は大衆部の第一のグループ(一説・說出世)と、後者は第三のグループ(瞿多山派の支派、アンダカ派)と接觸したこと推定せしめる。また、同派が有部との交渉をもつた可能性は、ヴィニーターヴアが有部の教義との親縁関係を示し、ヴィニーターヴアが同派を有部のグループの第五の分派として(仮えり)とがその根拠を与える。

⑥ Prañaptivādin (Pāli: Paññatti, Paññattivāda; 普蠻若底婆訛耶那、波羅若底婆訛施設[論]、分別説、説仮; Biags

pat smra ba).

スリランカー上座部とベガヤの正量部伝承は、牛家部から多聞部と共に流出せしめるが、有部と『舍利弗問經』の伝承は、仏滅後二世紀に大衆系の第一のグループ中の一派として分立したと伝える。『文殊師利問經』とベガヤの大衆部伝承はこの派の存在を知らない。

真諦によれば、仏在世の時に大迦旃延が論を作つて分別解説した。滅後二百年に大迦旃延は阿難達池よりヤガダに至り、大衆部の中や三藏聖教を、これは仏の仮名の説、真実の説、真諦、俗諦、因果であると分別した。大衆部の中で彼の所説を信受する者があつて、一部を成じた。これを分別説部と名づける。分別説部は大迦旃延の弟子であり、前の多聞部は所聞が先の所聞を過ぐるので多聞部と称する。今の分別部はまた先の所聞を分別する。更に広く聞くのではない、云々。

窓基によれば、この派の説く世・出世の法の中に部分的な仮[説]がある。これは一向仮ではないので一説部と異なる。出世の法は一切が皆実であるのではないから説出世部と異なる。すでに世法に仮があり、出世の法に実

があゆむ主張」、その所立によると該派の名を称した。真諦はこの派を分別説部と言ふ、と記して云ふ。

⑦ Mahādevaka (摩訶提婆、大天; Lha chen po); Caitika, Caitiya (Pāli: Cetiya, Cetiyavāda; 賢多羅 Cetāla、遊巡、支提迴、只底禪; Mchod rten pa); Caityasaila (支底尸世羅、支提山、制多山)

アンドラ地方の南方大衆部が、大天を派祖とする制多山部に由来することは、南北両伝の一一致するといつてあるが、それより派生した諸派については、伝承相互間に相違が認められる。北伝によれば、北山(末多利)部・東山部・西山部を伝え、伝承に混乱が認められるのに対して、スリランカー上座部は、Pubbaseliya, Aparaseliya, Rājagiriya, Siddhathihita 等を、インダにゆける後期の分派として伝えて云ふ。また、ベガヤの大衆部伝承は、南伝と同じ源泉に基づく。

制多山部の流出の母体については、ベガヤの正量部伝承のみが Ba lai guas pa (Gokulika) とする以外は、すべての伝承は大衆部に帰して云ふ。有部の伝承は、仏滅後一世紀末、その派祖大天が支提山(制多山) Caityagiri, Mchod

制多山部は、西臘山半島には Amarāvati が存在<sup>(32)</sup>、 cetiyavardaka/cetiyavadaka(制多の崇拝地) がたゞ Rājagirinivāsika<sup>(33)</sup> (Hītīの居住地) である称せられた。これがより Amaṭāvati 仮塔の周辺(眞舎 Dharanikota の東一マイル) には、おひで caryagiri とよびて呼ばれ、心りを拠点とする部派が制多山部であつて、その最盛期は一世纪であったといふが知られる。また仮塔の周辺(眞舎 Dhāraṇikota の東一マイル) には、Bhāṭṭiprōlu<sup>(34)</sup> が存在し、それが Amarāvati が開いた仮塔<sup>(35)</sup>。また、制多山部の一派が西ヤンマの Nāsik, Junnar が興したといふと見られる<sup>(36)</sup>。

⑧ Uttariya(米多那-m-Uttariya), Uttarāśāla<sup>(37)</sup> 麦多羅施羅、北山・北山半島; Byān giri bo) or Pūvāśāla (Pūli: Pubbaselika, Pubbaselīya; 仮藻羅、東山; Sar giri bo) 初期の伝承たる『舍利弗問經』もウタブマニのみがあ

北山部・東山部を併記し、それに代りて後期伝承たるスリランカの上座部、ベガヤの上座部と大衆部の伝承が東山部を含むのは、伝承の過程における部派名の転用(北山部→北山・東山部→東山部)を推定せしめる。

前1100年頃の Bhāṭṭiprōlu (キベトナ一地方) 塔出土の銘文に、沙門 Uttara が其の寄進が知られる。もしこれを『舍利弗問經』の末多利部(-m-Uttariya)に比定するなら、Bhāṭṭiprōlu とに關係をもつた Uttara の部派(Uttariya < Uttara+īya)が存在し、それが Amarāvati が開いた仮塔<sup>(38)</sup> (ナーハー河口) に位置したといふのが、後世になつて Uttara を方角の意味で誤認し、北山部と称したと推定される。

また、東山部はアハム<sup>(39)</sup>の地の Dhāraṇikota と Alluru に存在した。また、川半島の Nāgājuna-konda<sup>(40)</sup> が多利<sup>(41)</sup>には東山(Pūvāśāla)が地名として現われ<sup>(42)</sup>。これの記述から、Amarāvati がその周辺に根拠地をもつ部派が東山部であつて、かねては Mahāvinaseliya と名づけられたが、また相応部經典をも持つた(Samyutabhājaka 相

### 始祖傳承(眞舎派) が起らるる<sup>(43)</sup>。

⑨ Aparasālia (Pūli: Aparaselika, Aparaseliya; 北羅說、西山住; Nub kyi ri bo) いの派の存在は、『舍利弗問經』『部執異論』『文殊師利問經』など「バガヤの丘量部」伝承には知られない。

II半島の Nāgājuna-konda 大塔石柱銘文等によれば、石柱等の付帯施設が Aparamahāvinaseliya (西方の Mahāvinaseliya) の所領として辨別されたといふを銘刻する。J. Vogel は Amarāvati の Mahāvinaseliya に表して、西方のそれであることを指摘して<sup>(44)</sup>。

バガヤの上座部眞舎<sup>(45)</sup>もれば、制多山<sup>(46)</sup>に居住すく和那(mchod rten can gyi ri la gnas bcas pa) が制多部とも云ふ、東の山<sup>(47)</sup>の山に居住すゝも者を東山部・西山部と呼んで<sup>(48)</sup>。玄奘は、駄那羯陵國(Dhanakataka or Dhānyakataka) の都城を基準として Amarāvati と Dhānyakataka の僧伽藍を東山(佛寺勢羅 Purvāśāla) がまた西山(匿伐羅勢羅 Aparasālia) と名づけて<sup>(49)</sup>。しかし、西山の名称は、Ghantāśāla の他に、西拂洋の Kapuheri と Dhenukākata の居住者によつて、西山部の特殊な財産と

して窟院等が創建されたいふを銘刻して<sup>(50)</sup>。これは、Dhenukākata (Dhānyakataka) はシヤータヴァーハナ王朝の首都やつたが、イクシニアーグ<sup>(51)</sup>王朝が Nāgājuna-konda が都とした頃には、かねては Dhenukākata からの西へハシ<sup>(52)</sup>へ移動したといふを推定せしめる。

Amarāvati の Mahāvinaseliya に対して、新しいかれひの拠点 Nāgājuna-konda の居住者は Aparamahāvinaseliya と呼ばれたが、その派が隆盛をもねめた故ゆゑ、前者は後者から区別された。Pūvāśāla (東山部) と呼ばれたようである。これは西山部の名称が碑文において明確さを欠く点からも推定し得る。しかし、仏教の中心地の西方への移動が過去の事実となつた時、文献には西山部が明確に伝承され、いぶに反してかつての中心地 Amarāvati が、東山部または北山部として混記して伝承されたものと考えられる。

Nāgājuna-konda のアーヤカ石柱銘文<sup>(53)</sup>に、最弱・中部・H[毘尼]壁<sup>(54)</sup>壁<sup>(55)</sup>にて暗説する者(Digha-Majjhima-paṭṭi-ca-mātuka-osaka-vācaka) がたは長詔・中詔經典の受持者(Digha-Majjhima]-nigaya-dhara) による寄進が記録されて

上座のよつと Nikāya (<nicaya>) の名称の下に分類されたる。律藏が『魔訶僧祇律』の如く王毘尼(五部)なる者による、金剛乘(Vajra-yāna)に比定され、仏教タントリズムの源流ともいわれ、中印度の聖無軒(Subhakaravipuṇī, 637-735)、南印度の金剛地(Vajrabodhi, 671-741)、ベリランカー上座部とベリランカの大衆部伝承のみが王山部の存在を知つてゐる。Amarāvatī の彫刻銘文等によれば、Rājagirivāsika (王山の居住者) ド制多山部に所属する者による寄進を銘刻してゐる。これによつて Amarāvatī が王山(Rājagiri)の名に由りて称せられ、その僧伽が制多山部に所属したといふを推定し得る。

⑩ Rājaginika (*Pāli*: Rājaginika, Rājaginiya; Hīnayāna: Rājagīri pa (bo?))

ベリランカー上座部とベリランカの大衆部伝承のみが王山部の存在を知つてゐる。Amarāvatī の彫刻銘文等によれば、Rājagirivāsika (王山の居住者) ド制多山部に所属する者による寄進を銘刻してゐる。これによつて Amarāvatī が王山(Rājagiri)の名に由りて称せられ、その僧伽が制多山部に所属したといふを推定し得る。

⑪ Siddhārthika (*Pāli*: Siddhattha, Siddhathika; 織成;

Bden (Don?) drug (grub?) pa)

スリランカー上座部とベリランカの大衆部伝承のみが義成部の存在を知つてゐる。Amarāvatī の彫刻銘文等によれば Siddhattha による多くの寄進が銘刻されてゐる。Burgess はこれらの名称のすべてを固有名詞とみなしてゐるが、*Lüders* 1202-4, 1281 のややお詫びを部派名と解するのも可い。

E. Lamotte は *Lüders* 1281 のみを部派名として取り上げ、Dutt は Jaggayyapeṭa のややお詫びを部派名とみてゐる。ムカルマニニカ派(Siddhārthika)は Siddhārtha を派祖とする部派である。Jaggayyapeṭa を認めたもののが少くない。

⑫ Andhaka (*Pāli*)

アーナダカ派(Andhaka <Andhrala)はトーハンダラ地方に位置した部派を意味し、Buddhaghosa の *Kathāvattī-āṭṭhakathī-* (<sup>(45)</sup>) は、東山部・西山部・丘山部・義成部の四派を、アーナダカの名称の下に包括してゐる。第三結集後(仏滅二二五年)に分立したと記し、アーナダラ地方の大衆系四派と区別してゐる。

Buddhaghosa が *Kathāvattī-āṭṭhakathī* の中で、異端として批判してゐる命題一一七の中で、アーナダカ派およびそれに命ぜられた四派に関する命題は一一三に及び、全体の Hīnayāna 山地を除く。この事実からスリランカー上座部の論難する部派の中でも、アーナダカ四派の比重がいかに大きいかを推定し得る。

Nīgarūṇakonda の釋多尊銘文(<sup>(46)</sup>)によれば、Māthariputra Śīr-Virapurusadatta 王の十四年、諸規範師ならびにベリランカの各地を教化した Tamraparṇi (ベリランカー) の長老たちの所領として、種々の建造物が各地に建立 寄進されたといふを記してゐる。これはスリランカーの出家者とアンドラ地方の大衆部との密接な関係を推定せしめる。

⑬ Aparajagirika (*Pāli*; 西Hīnayāna)

*Dīpañavasī* のみがこの派の存在を伝へる。しかし、以後のスリランカー伝承が、この派の代々と Vājiriyā が山地に多くゐるか、これに比定する人がいる。

⑭ Vājiriyā (*Pāli*; 金剛)

金剛派は五世紀以降のベリランカー上座部の伝承に知られる。金剛乘(Vajra-yāna)に比定され、仏教タントリズムの源流ともいわれ、中印度の聖無軒(Subhakaravipuṇī, 637-735)、南印度の金剛地(Vajrabodhi, 671-741)、ベリランカー大乗不空(Anoghvajita, 705-774)など、密教の經典・儀軌を中國に伝えてゐる。

⑮ Uttarāpathaka (*Pāli*; 西Hīnayāna)

ベリランカ Kāthāvattī-āṭṭhakathī のみ伝へられてゐる。唐

住の場所についてはなんらの言及もなし。しかし、この派の教理として四六を超える命題を挙げてゐるが、この派の存在を重視したからであらう。半廻(Uitarāpatha)は Thaneswar 以西の地域、インダスの全流域を表わす。Buddhaghosa は、有部・化地部・法藏部・経量部・アーナダカ派等と共に通の命題を、この派に帰してゐる。

⑯ Vettulaka, Vetusya (*Pāli*; 方Hīnayāna)

*Kathāvattī-āṭṭhakathī* と *Nikājavasangrahā* は、大空派(Mahāsuṇīnāṭṭhavādin)として知られる方広派にて記してゐる。ベコトハカー史(<sup>(47)</sup>)によれば、Srināga I がこの後継者の治世(三世紀末—四世紀初)に Abhayagiri-vihāra の出家者に異教的傾向があつたといわれる。vetusya は Skt. vajpulya (方広) と並べ、Buddhaghosa がこの派に帰してゐる命題は、大乗の教理に比定される。

⑰ Anyamahāśāṅghika (*Pāli*)

*Nikājavasangrahā* のみが伝えてゐる。

2. 上座系の部派

⑲ Sthavira (*Pāli*: Theravāda; 他釋離、他禪離、他闡離、他毘離)

上座、上座弟子; Gnas brtan); Sthavirya (迦毗梨子;

Gnas brtan pa) [A]

上座部を表わす名称として、Sthavira (Theravāda) と

Vibhajjavādin (Vibhajjavāda 分別説部) の二つが伝へられて

いる。しかし、この名称は、それらを用いた年代と立場に

よりて相違が認められる。また、ペーリ伝承によれば、

仏滅後第一世紀の初、第一結集の決定に不満をもつて分

離した Mahasāṅghika は mahāsaṅgiti (大合説) に因んで名

づけられたが、正統派は分派以前の僧伽の名称 Theravāda を維持したとする。従つて、大衆部は二分された部派の一つではなく、放逐された比丘のグループとみなされてい

る。

これに対して、北方仏教においては、バヴァヤの上座部伝承は「上座は聖者 (arya) の種である」と説くのや Sthavira である」ところ、アーテンは「上座部は、上座の聖者の精神的相続者に属する」と主張するのや、この名称を与える」と説明する。これによつて上座部を正統化しようとする意図は汲みとれるが、北方伝承は、根本の僧伽 (Saṅgha) を上座部とは呼んでいない。例えば、有部の伝

承によれば、上座部は大衆部との論議に敗退し、別住せしめられたと伝え、南北両伝における取扱い方に相違がある。

指摘され。

⑤ Haimavata (Pāli: Hemavatika, Hemavata, 蘭摩跋多、雪山、雪山徒; Gnas ri pa); Pūrvasthavira (先上座、本上座; Sthavira gnas brtan pa); Mila-sthavira (Gnas brtan pali sde pa rtsa ba)

雪山部の系譜については、諸説によるものと、上座系に属するものと、大衆系に属するもの (バヴァヤの大衆部伝承、ヴィリーターヴァ等) とがあるが、これらも雪山部から他の部派を分立せしめない点で一致している。最近の研究によれば、『毘尼母經』(No. 1463, A.D. 350-431) は

雪山部所属の律藏と見らるるものの中であるが、内容的に『四分律』(法藏部) に似通う点が多く、また『僧祇律』の影響もみられる。この派の勢力は強力でなかつたとみえ、スリランカの史伝はこの派の所属を伝えず、

『舍利弗問經』がその存在を知らないばかりでなく、玄奘や義淨の記録にこの部派の名称が見出しえないので、この派が早く消滅したとの証明となる。

真諦によれば、迦葉の後三百年に一部に分派した。上座弟子部は唯だ経蔵を弘めて、律・論の三蔵を弘めなかつた。しかし迦旃延子に至つて毘曇 (論藏) を弘め諍論が起つた。この部 (雪山部) は前の紛諍が除かれていないのを見て、ともに同處するなどを欲しないで、雪山に入つて住した。所住の処に因つて名づけたもので、この上座部を転じて雪山部といつて伝えてくる。やがて、

『異部宗輪論』が雪山部を本上座 (『十八部論』先上座) 「部執異論」上座弟子、『藏說』本上座) となし、バヴァヤの上座部伝承が根本上座と称するのを、上座部=雪山部の関係を示唆すると言えよう。

コーナーリ第二塔の水晶骨壺銘文によれば、Gotiputa

Dudbhisara, Kodiniputta Majjhima, Kotiputta Kasapagota の名が、またサーチー第一塔の凍石骨壺銘文に Kasapagota, Majjhima の名が銘刻されてゐるが、これにはベリカンカ一虫 (長さに雪山地方の伝道師として伝へられてくる Kassapagotta, Majjhima, Dura (Dundu) bhissara とある。

◎ Vatsiputriya (Pāli: Vajiputtaka; 古私弗底梨寺、犢子、阿往弟子; Gnas ma bu, Gnas mahi bu)

法にみて部の名を継わたり、と記してゐる。ベガヤの上座部伝承は、規範師 Sammatā (Kun gyis blu ba) の提頭を示す派であり、Avanta 城に住むを以て Avantaka とし、Kurkula 三姓が住むを以て Kurkulaka と称する。と述べてゐる。

Sānāth とおなじに正量部と續子部の存在(国津記)が知る所。<sup>(48)</sup> Dutt は Kośa-vyākhyā と Vātsiputriya Āty-

saṇṇatiyā と等しいと指摘して、同派の密接な関係を推定する。初期の伝承は續子部より正量部を流出したものが、後期の伝承は本末関係が逆になつて、Mahūrā 王子の銘文によれば正量部の存在が確証される(カラハニカの治世)。

サヌダニヤ<sup>(49)</sup>によれば、正量部は惡闍國、毘曇國 (Ahiicchatra)、劫比他國 (Kapitha, Sāṃklaśā)、匿耶穆訥國 (Ayamukha, Oudh)、織素那國 (Viśoka, Oudh)、迦羅伐悉底國 (Śivasti)、劫比羅伐悉底國 (Kapilavstu)、迦羅跋斯國 (Vāraṇasi)、迦藍 (Mṛgadāva, Sānāth)、吠舍釐國 (Vaīśī)、憲爛鞞鉢伐多國 (Tranaparvata, Monghyr)、羯羅訥迦羅伐底那國 (Karṇaśuvardhana)、迦羅訥國 (Malava)、伐闍國 (Valabhī, Kā-

ṭhāvāṇī)、匿耶訥迦羅國 (Āñandapura)、迦跋國 (Sindhu)、匿耶迦羅國 (Audumbarī, Indus 尼ロ)、薩多蘇羅國 (Piśāśā, Pattala)、匿耶訥國 (Avanḍā, Pattala の東北)など、義淨もねば、西へハシ (Lāṭī, Sindhy)、マガダ、東へハシ (Campā)、迦羅訥國に屬ひた。『律』十一明了論』(大正 No. 146)『三藏越前經』(大正 No. 164) などの派に属す。

◎ Dharmottarika (Pāli: Dhammuttarika; 道摩闍多梨、攝摩闍多梨、攝蘇多利迦、法上、法勝; Chos mchog pa); Dharmottariya (Pāli: Dhammutariya; 摄譯多梨上)

法上部は、仏滅後三世紀に續子部より分立した最初の部派である。窶基は、法上には法の上ゆく者を名づけ、と記した法の主に田や衆人の上であるといふが名づけられ、と記して。『文殊歸利問經』<sup>(50)</sup> 法律主の名であるとなし、真諦は、續子部の『舍利弗阿毘曇』を釈したと述べてゐる。ベガヤの上座部伝承は、規範師 Dharmottara (Chos mchog) を派祖とした。正量部伝承は、Mahāgiriya が分派した二姫 (Bhadrayāṇīya と共に) 中の一派であるが、法上部の存在は、西へハシの Kārlī, Junnar と碑文に記載される。

◎ Dharmottarika (Pāli: Dhammuttarika; 道摩闍多梨、攝摩闍多梨、攝蘇多利迦、法上、法勝; Chos mchog pa); Dharmottariya (Pāli: Dhammutariya; 摄譯多梨上)

ムハヤ知られてゐる。

◎ Bhadrayāṇīka (Pāli): Bhaddayāṇīka; Bhadrayāṇīya (跋底羅尼)、跋底羅母尼寺、賢、賢乘、賢伽 ; Bzai pohi bu, Lam bzais pa, Bzai pohi lam pa)

賢伽部は、仏滅後三世紀に續子部より分立した第11の部派である。續基によれば、續とは部主の名であつて、續とは苗裔の義である。續國羅漢の苗裔であるので續伽といへ、と記してゐる。真諦は、『舍利弗阿毘曇經』を承り、したゞ延べ、ベガヤの上座部伝承は、Bhadrayāṇī (Bzai pohi lam pa) の弟子となし、同正量部伝承は、同派が Mahāgiriya から法上部と共に分立したゝと記述してゐる。賢伽部の存在は、西へハシの Kārlī, Nāśik の碑文によつて確証される。ベガヤ Mahāgiri といふとの地域記述について述べる。

◎ Saṇṇagarika (Pāli: Channagārīka; 沙那利迦、大城; Grot khyer drug pa); Sandagārīka, Sandaganīka (Pāli: Chandagārīka, Chandāgārīka; 山施伽迦柯、密林庄、密林山莊、荔山) 仏滅後三世紀、カシミール伝承によれば續子部より分

立した第四の部派、ベリハンカー伝承によれば、同じく

第三の部派として記されている。部派の名称に二種がある。Saṇṇagarika は Saś (沙) + nagara (城) + ika から派生した語で、長城 (groni khyer, drug pa) の轉訳である。Sandagārīka は Saṇṇa (茨の茂み、密林) + giri (山) + ika からの派生した語で、密林山を意味する。ベーラ語の Chandagārīka は chanda (茶) + agārī (家) + ika からの派生した語である。Saṇṇagarika > Channagārīka > Saṇṇagārīka > Chandagārīka > Channagārīka の沿革のみならぬである。

『文殊歸利問經』は律主の居處であるとなし、窶基は、近山の林木藪蕪として繁密し、部主がここに住したのを密林山と名づけ、と記してゐる。真諦によれば、『舍利弗阿毘曇經』を承り、と記してゐる。ベガヤの正量部伝承は、この派が Mahāgiriya から流田したとする説

◎ Saṇṇavādīn (Pāli: Sabbatthavādā, Sabbatthavādin; 摄蘇多、攝蘇國秘密齋持、說一切有、一切蘊; Thams cad yod par smra ba)

説一切有部は、スリランカー上座部と共に、おひんか

の律藏であるが、論藏の作成は頗著であった。『阿毘達

隆盛をもわめた二大部派の一である。仏滅後三世紀、雪山部・犢子部に次いで上座部より分立した部派である

が、その起原については諸部派のあいだで、伝承に混乱が認められる。アショーカの治世、ペータリपトーラにおける評論に起因して分派したとみられる (*Maudgalyāyana* または *Moggaliputta* とも謂う)。*Sarvāstivādin* は、一切 (Sarva) が存在す (asti) [三世実有、法体恒有] とする主張する

ところに、部派の名称が与えられる。

説一切有部は、初め *Mathurā* に堅固な地位を確保した。アショーカ王の治世の長老は *Upagupta* であった。

*Mathurā* 有部の教団史 *Aśvakāvalāna* は、かれをアシモー

カの王師と述べてゐる。碑文によれば、前一世紀には大衆部と共に有力な部派であった。*Mathurā* は、*Gandhāra-Kaśmīra* へ移遁したのは *Madhyāntika* であ

った。ギヨシア王国と仏教教団の關係は *Milindapāñha* にその一斑を見出しうるが、サカ族とクシャーナ王朝の教団に対する保護とその繁栄は、考古学的資料によつて確証される。『十誦律』(大正 No. 1435, A.D. 404) は、この派

の律藏であるが、論藏の作成は頗著であった。『阿毘達磨集異門足論』『法蘿足論』『施設論』『識身足論』『界身足論』『呪類足論』を基礎として、前一一一世紀頃に、*Kātyāṇiputra* が『阿毘達磨八犍度論』(大正 No. 1543, A.D. 383; 『毘毘盧遮那智論』大正 No. 1544) を集成した。カリシハ

カ王の治世には、この書に対する注釈書『毘毘盧遮那論』(大正 No. 1546, A.D. 437; 『毘毘盧遮那大毘婆沙論』大正 No. 1545) が、カシマールに於いて *Pāśva* 等五箇阿羅漢によつて編纂された。これを第四結集とする。*Kalawān*, *Shāh-jī-ki-Dheri*, *Zeda*, *Kurram*, *Tor Dherai* といふの派の存在を確証つゝ他に、中イランの *Kāman*, *Sāhēh-Māhech*, *Sārnāth* にも存在したといふが疑ふね。

カシマールは、阿耆尼國 (*Agni*, *Quruṣahr*)、屈支國 (*Kučā*)、跋祿迦國 (*Bhartuka*, *Aqsu*)、嚮職國 (*Gaz*)、揭盤陀國 (*Kābhanda*, *Taś Kurgān*)、烏穀國、併沙國 (*Kaśgar*)、答秣蘇伐那 (*Tanasivana*, *Kaśmīra*)、秣底補羅國 (*Matipura*)、納薄提婆矩羅城 (*Navadevakula*, *Kanyākubja* の東南)、摩揭陀國 (*Magadha*)、伊彌鞞鉢伐多國、瞿折羅國 (*Gūrjarātra*)、波刺斯國 (*Persia*) に有部の僧伽が存在したといふを認めてゐる。

眞諦によれば、上座部が經を重んじたのに対し、有部は毘曇を弘めた。

◎ *Mūlasarvāstivādin* (根本説) 一切有部; *Gshi thams cad yod par smra ba*, *Gshi kun pa*, *Gshi kun yod par smra ba* ベヴァヤの上座部と大衆部の伝承、ヴィニーターダーヴア等は根本説一切有部を伝えてくるが、それ以前の伝承には登場しない。また、玄奘が伝えてくるが、それ以前の伝承にはこれを使えてくる。他方、流出の部派について、ガアスニアの伝承は、有部より化地・法藏・飲光(難威)・

経量(説軒)など、『舍利弗問經』は、弥沙塞(化地)・曇無徳(法藏)・蘇婆利師(善處)など、義淨は、根本有部より法護(法藏)・化地・迦摶卑(飲光)を記しており、伝承に一致が認められる。右の事実は、有部と根本有部どちらは同一の部派であつて、時代的に称呼が変わつたこととを推定せしめる。義淨によつて漢訳された『根本説一切有部毘奈耶』(大正 Nos. 1442-1459) および藏訳(大谷 Nos. 1030-1035) せりの派に属する。『大智度論』によれば、摩偷羅國 (*Mathurā*) の毘尼は *apadāna*, *jātaka* お畠み、罽賓國 (*Kaśmīra*) のそれは含まないことを述べてゐる。これに從

えば、『十誦律』はカシマール有部の律、『根本有部毘奈耶』はマトウラー有部のそれであつた、と推定できる。

義淨によれば、根本有部は *Magadha* でもとも有力であり、北インドではほとんどの僧伽がこの派に属した。東イングでは他の三派と雜行され、南海諸洲やアラビアの派が優勢であったといふ。

◎ *Hetuvādin* (*Pāli*; *Hetuvāda*; 蘭兜婆遮、因論、説因; *Rgyu smra ba*)

カシマールやよびべवヤの上座部伝承は、この派を有部に比定するが、*Buddhaghosa* は有部と異なつた命題をこの派に帰してゐる。観基によれば、上座弟子は本經教を弘めたが説因部が起つて対法(論)を弘めた。すでに義理を開いて上座部を伏した。そのため説因部は旧住处に拠り、上座は雪山に移つた、と伝えてくる。また、ベヴァヤの上座部伝承によれば、ムルンタ山に住する有部を *Muruntaka* と名づけてゐる。

◎ *Sautrāntika* (経量; *Mdo sde smra ba*); *Sūtrāntavādin* (*Pāli*; *Suttavāda*; 修丹蘭多婆遮、修多羅論、修姤詔句、説經); *Sūtravādīya* (修多羅婆遮耶)

ヴァースミトラとバガヤの大衆部の伝承は、経量部を有するより流出せしめる（仏滅後四世紀初）のに対し、スリランカー上座部の伝承は説転部より、『舍利弗問経』は上座部より、『文殊師利問経』は迦葉比（歎光）部より分立した（仏滅後三世紀）と伝えられる。

窓基によれば、この部派の師は経に依つて正量となして、律・対法に依らない。經を授持として証となすので経量部と名づく、と伝えてくる。

㉙ Samkrāntikā (*Pāli*: Samkrāntika; 檀那蘭多、僧伽蘭提迦、説度、説転); Samkrāntivādin (檀闍蘭底婆拖; Hpho bar smra ba)

ヴァースミトラが説転部を経量部に比定するのに對し、『舍利弗問経』とバガヤの上座部伝承は、両者を区別して、上座部より分立したと伝えてくる。『部執異論』で、経量部＝説転部は齋多羅 (Uttariya) を師とするが、これはバガヤの上座部伝承が <sup>(94)</sup> Uttariya (Bla ma pa) に比定するのに一致する。『異部宗輪論』が慶喜 (Ānanda) をいの派の師と伝えるのは、経量の部派名の譯拠を示すものである。

次に分別説部よりの分派としては、大衆部と正量部の伝承は Mahīśāsaka, Dharmaguptaka, Tāmrasātiya, Kaśyapiya を差けるが、『舍利弗問経』、ヴァースミトラ、ヴィニーハタデーヴアの伝承は、分別説部を有部より直接に流出せしめる。従つて、この流出の形態は、分別説部を有部に比定する伝承と同一視しうる。要するに分別説部は、スリランカー上座部または有部に比定する伝承と、有部よりの分立とみる伝承に集約できる。そして、前者にあつては、スリランカー上座部および有部が、上座系の分派の系譜において、雪山部を除くすべての部派を、自派より流出せしめる点で一致していることは、両派のあいだに「分別説」をめぐる説論が存在したことを推定せしめる。

㉚ Mahīśāsaka (*Pāli*: Mahīśāsaka; 詠沙塞、弥娘捨婆柯、正地、化地、大不可棄; Sa ston pa) 化地部は、雪山・犢子・有部などいで、仏滅後三世紀に上座部（分別説部＝スリランカー上座部／説一切有部）より分立した部派である。すなわち、バガヤの大衆部と正量部の伝承、スリランカー上座部は、分別説部の名にお

窓基は、この派が、種子があつて、唯一の種子が現在相続し転じて後世に至るも説くので、説転と名づく、と記してくる。  
㉛ Vibhajjavādin (*Pāli*: Vibhajjavāda; 分別説; Rūam par phye ste smra pa)

*Subha-sutta* とは、仏陀は自身も Vibhajjavāda (分別論者) であるとして、一向論者から因別してくるが、これは有部の『集異門足論』等に説く四記問の一部であつて、一向記に対する分別記に当る。スリランカーの史伝によれば、第三結集における異教徒の追放に当つて、「正等覺神は Vibhajjavādin (分別論者) である」という見解が判断の基準とされた。いよいよ、スリランカー上座部が Vibhajjavāda の名称を採用して、その正統性を主張した学説上の立場を指摘である。

さて、分別説が流出する母体となる部派について、スリランカー上座部はこれを Theravāda に、バガヤの上座部伝承は有部に比定し、同じく大衆部伝承は根本の分派 (三派) 中の一派とみなしていく。また、同じく正量部伝承は有部より分立したと伝えてくる。

いて有部の教理を否定し、化地部をそれより分流せしめるのに對して、『舍利弗問経』、ヴァースミトラ、ヴィニーハタデーヴアの伝承は、分別説部＝説一切有部より分立せしめていく。

部派名の語原については、mahī-sāsaka (牛糞を支離)、教諭し、懲罰するもの; mahī-kṣasaka (偉大な教諭者); *Pāli* mahīśāsaka < Skt. mahīśāsaka (水牛の食物); mahīśeyya (大不可棄); maleśy-āsaka (大不可棄) 等、種々の説が示されてくる。

窓基によれば、この部派の祖師は、本国王であつて、王が統治する國界を地とし、地上の人庶を化するので、化地と名づける。國を捨て家を出て、仏法を弘宣したため、本に従つて化地部と名づく、と説明している。

『五分律』(大正 No. 1421, A.D. 423-424) は化地部の律藏であり、この派の存在は Nāgarjunakonḍa (五世紀末), Kura (五世紀末) の碑文によつて確證される。

㉕ Dharmaguptaka (*Pāli*: Dharmaguptika; 暈無德、達摩及多、法護、法藏; Chos suri, Chos shas pa) 法藏 (法護) 部は、仏滅三世紀に化地部より分立した

部派とみなされる。但し、『舍利弗問經』とケイニータ  
デーヴアは有部より、ベガヤの正量部伝承は分別説部より、これを流出せしめる。

(39)

真諦によれば、法護は人名で毘連の弟子であった。毘連の滅後、法護は留学して五藏（經・律・論・咒・韜藏）とした。化地部は未だそれを創立せず、化地部の中にも

の五藏と同じくする者もあつたので分立した。法護部と

名づくのは、法の所護となすからである。其してこ

の『四分律』(大正 No. 1428, A.D. 408) はこの派の律藏で

あり、Mathurā の碑文<sup>(40)</sup>によるこの派の存在(1年記)を確証<sup>(41)</sup>する。また Dharmagupta が寄進を銘刻する碑銘が Kāñchana, Sonāti, Bhilsa, Bhārhut, Kolhāpur に知られる<sup>(42)</sup>。

(3) Kāśyapiya (Pāli: Kassapika, Kassapiya; 遷葉難、迦葉

惟、釋迦難等、迦葉比、飲光、飲光弟子; Hō sruis pa)

飲光部は、仏滅後三世紀に説一切有部(=分別説部)より分立した部派である。窓基によれば、飲光とはベラヤンの姓(迦葉波 Kāśyapa)である。上古に仙ありて金光を有し、余光は側に垂りた。余光を飲蔽するのを飲光とい

う。この部の教主は彼の苗族であるから飲光と名づけた。この部の存在は、西北インダの Takht-i-Bahi, Taxila, Bedādi, Pālatū-Dheri (多闍那と共立), Sahr-i-Bahlol など中マハムの Pabbosā に知られる『解脱戒經』(大正 No. 1460) はこの派の律藏に属する。

(4) Suvarṣaka (蘇婆利師、優梨沙、蘇跋梨沙柯、善歲; Lo bzañ bo, Char bzañ h̄ebes pa)

『舍利弗問經』は、善歲部が有部より法藏部に次いで分立したことを述べ、飲光部と区別している。これに対し、ウタスワトナ、ベガヤの上座部伝承はこれを飲光部に比定する。窓基は、飲光部の祖師は少歳より性は賢く徳があつたので善歲と名づけた。派祖の姓によって飲光部といふ、名によつて善歲部と称する、と釈している。ベガヤの上座部伝承は、よく讃えられる所縁の法雨を降らすのを Suvarṣaka と呼んでゐるところ。この派の存在は西マハムの Karle (1年記) に知られる。

(5) Tāmraśātiya (絹衣; Gos dmar pa)

Pitaka > 月 Sutta-vihāra, Khandhaka, Parivāra & < Sutta Pitaka > 月 Dīgha Nikāya, Majjhima N., Saṃyutta N., An-guttara N., Khuddhaka Nikāya & < Abhidhamma Pitaka > 月 Dīghanasavīgant, Vibhāga, Piggalapannatti, Kathāvathu, Dhātukathā, Yamaka, Paṭṭhāna (翻譯) た。

(6) Dhammaruci; Abhayagiri

Mahīnayasa とあるが、Lankā-dīpa (スリランカ) 月 24 月上座部(大寺派) と同一派の分立を表する。Abhayagiri と並んで Abhayagiri (摩訶三寺派) 或は Dhammaruci (迦勒陀) とある。

(7) Sāgalya; Jetavaniya; Dakkhinavihāraka.

Abhayagiri は分立して Dakkhinavihāra と住する者で Mahāvihāra の結界に接した Joti と並んで苑中に Jetavanavihāra を創設した。おおむね Jetavaniya (祇多林寺派) または Dakkhinavihāraka (祇多寺派) と並んで Sāgalya (淮紙) とある。

ベガヤの大衆部と正量部の伝承は、分別説部より流田ナム四派中の二に数えてい。<sup>(43)</sup>

(8) Theravādin(Pāli; Skr. Sthavira); Mahāvihāravāsin [B] 留存南方仏教の伝承は、ベラヤンカー上座部の大寺派(Mahāvihāravāsin)と属する。ベラヤンカー史伝によれば、アシマーカ王は王子時代に Avanti 國の統治を委任されたが、回国の都 Ujjjeni へ行つて途中、Vedisa と/or 地の娘 Devī との間に Mahinda と Samghamittā がいた。のちに二人はアシマーカの姫 Moggaliputta Tissa の助印によって出家したが、第三結集の後に Moggaliputta は Mahinda をベラヤンカーへ仏道師として派遣した。おおまかにベガヤの伝承 Vedisa くぼく、この地の僧院と/or が円満在したところ。おおまかにベラヤンカー上座部をこの地からの伝承である。おおまかに Moggaliputta の存在を Andher と Sāñci の骨壺銘文<sup>(44)</sup>より確証<sup>(45)</sup>される。かれらの存在は、スリランカの他は Nāgārjunakonda の碑文(川井記)によつて知られる。ムルム、カンボジア、ア、タイ等の南方仏教はこの系統に屬する。

この派の三藏は完全な形で伝えられてゐる。< Vinaya



- (24) *Harivarmī* 並びに『成美論』の属する派について異説  
がめら、有部、大衆部、法藏部、経部等に帰せられてゐる。  
心。併し『三論辨正記』は、多聞部の説に大乗義があつて、  
『成美論』はいれかぬ出でたとなつてゐる、これが本  
書が理耳為宗的と各派に向いたいふ所がやうゆうである。
- 宇井伯寿「成美論解題」(國記一即ち「論集部三」八頁)。
- (25) *Kōyō*, p. 122; *EI.* XX, pp. 24, 62; cf. Barraud: *op. cit.*, p. 82.
- (26) 『詔跡論集』前掲書、三〇八一—三〇八三頁。
- (27) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇八一—三〇八二頁。
- (28) *Lüders* 1248.
- (29) *Lüders* 1223, 1263.
- (30) *Lüders* 1250.
- (31) *Lüders* 1230, 1271. Burgess 之 *Mahāvānasēṇī* 云諾を  
アソ' *ASSI*, pl. LX, 49 トハニタヌ va ト i 伊半体旋轉  
詔跡) 云々。
- (32) *Lüders* 1130, 1171.
- (33) *EI.* II, p. 328 (VII), *Lüders* 1336.
- (34) 詔釋「トハニタ派の形成と展開」(Nō 1) — 諸多山部  
の成立 — (『古寺傳十經義論卷論釋』)、「トハニタ派の  
形成と展開」(Nō 1) — 東山部と西山部の成立 — (『古寺傳十經義論卷論釋』) 云々。
- (35) *EI.* XXIV, pp. 256ff.; *ASIAN* 1923-24, p. 93.
- (36) *EI.* XX, p. 22.
- (37) 詔 (さ) 俗名。
- (38) *EI.* XX, pp. 17, 91, 21, 41; *XXI*, pp. 64-66; *XXXIV*,  
p. 210; *XXXV*, pp. 7f.; *XXXVII*, p. 4; *IHQ* 1931, p. 647.
- (39) *EI.* XX, pp. 10f.
- (40) *Nikāyabhedavibhāgavayākhyāna*, 大谷 5640, 1776-78.
- (41) 『大唐西城記』大正四一・五〇四。
- (42) *EI.* XXVII, p. 4.
- (43) *IHQ* 1942, pp. 60-63.
- (44) *IHQ* 1931, p. 641.
- (45) Dutt: *Early Monastic Buddhism*, II, pp. 55-56.
- (46) *Lüders* 1250; *ASSI*, p. 104; *Lüders* 1225.
- (47) *Lüders* 1202-4, 1235, 1247, 1281; *ASSI*, p. 103.
- (48) E. Lamotte: *op. cit.*, p. 581.
- (49) *Kathāvattī-ajīhakatā*, pp. 2-3, 5.
- (50) *Nikāyasamgraha*, pp. 6-9.
- (51) Andhaka 72, Pubbaseliya 30, Aparaseliya 5, Rājagiriya  
10, Siddhārthika 8.
- (52) *EI.* XX, p. 22.
- (53) *Dīpavaṇṇīsa*, xxii, 45; *Mahāvāṇīsa*, xxxvi, 46.
- (54) 金剛圓照「毘尼母總論」日本仏敎宗派研究会編 11月  
一一九一—一月二日。
- (55) 平川彰「律藏の歴史」11KIII—1回。
- (56) 『詔跡論集』前掲書、三〇九四頁。
- (57) *Lüders* 156-158.
- (58) *Lüders* 655, 656.
- (59) 『文殊詔釋記』大正一四・四〇一中。
- (60) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇九〇四四。
- (61) 『詔跡論集』前掲書、四〇一頁。
- (62) R. Pischel: *Grammatik der Prakrit-Sprachen* §327; N.  
Dutt: *Early Monastic Buddhism*, II, p. 174.
- (63) 『詔跡論集』前掲書、四〇一頁。
- (64) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇九〇四四—三〇九〇四四。
- (65) *Nikāyabhedavibhāgavayākhyāna*, 178a6.
- (66) *Lüders* 923.
- (67) N. Dutt: *op. cit.*, II, p. 174.
- (68) *Kośavijñāhyū*, IX. 3.
- (69) *EI.* XIX, p. 67, No. 5.
- (70) 大正四一・八九二中、八九三上、八九七上、八九八下、  
八九九上、九〇〇中、九一六上、九二八上、  
九三五下、九三六中、九三六下、九三七上、九三七下、  
九三八中。
- (71) 『南海論集内法本』大正四一・一〇四中。
- (72) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇九〇四四。
- (73) 『文殊詔釋記』大正一四・四〇一中。
- (74) 『詔跡論集卷記』前掲書、四〇一頁。
- (75) *Nikāyabhedavibhāgavayākhyāna*, 178a5-6.
- (76) *ibid.*, 183a8.
- (77) *Lüders* 1094, 1095, 1125.
- (78) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇九〇四四。
- (79) *Lüders* 987, 1018, 1123, 1124.
- (80) Barraud: *op. cit.*, p. 128.
- (81) 『文殊詔釋記』大正一四・四〇一中。
- (82) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇九〇四四。
- (83) 『詔跡論集』前掲書、四〇一頁。
- (84) *Nikāyabhedavibhāgavayākhyāna*, 183b 1-2.
- (85) *Kōyō*, p. 43; *Lüders* 125c, 1394.
- (86) *JRAS* 1932, pp. 949 ff.; *Kōyō*, pp. 137, 145, 155, 176;  
*Lüders* 12, 918-919, 929a-929b.
- (87) 『大鹿頭論記』大正四一・八九二上、九二一中、八九六上、九二四  
中、九三六中、九三六下、九三六上。
- (88) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇九〇四四。  
十古釋記卷論文集』、詔跡、詔跡書、四〇一四四九頁  
云々。
- (89) 『大鹿頭論記』大正四一・七四六上。
- (90) 『南海論集内法本』大正四一・一〇四中。
- (91) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇九〇四四。
- (92) *Nikāyabhedavibhāgavayākhyāna*, 178a8.
- (93) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇九〇四四。
- (94) *Nikāyabhedavibhāgavayākhyāna*, 178b2.
- (95) 『詔跡論集卷記』前掲書、三〇九〇四四。

- (96) Bureau: *op. cit.*, pp. 20, 182. 球拂、遍拂等、四三四四四八。
- (97) 『職能帳録總案』遍拂等、一一〇四四。  
*EJ*. XX, p. 24, I, p. 238, *Lüders* 5.
- (98) 『職能帳録總案』遍拂等、四〇八一九二。  
*EJ*. XX, p. 24, I, p. 238, *Lüders* 5.
- (99) 『職能帳録總案』遍拂等、四〇八一九二。  
*ASIAN* 1909-10, p. 65f.
- (100) *Lüders* 990, 154, 288, 727, 1185, 615.
- (101) 『職能帳録總案』遍拂等、一一〇四四。  
*Nikāyahedavīhāgavayākhyāna*, 178b 1-2.
- (102) 『職能帳録總案』遍拂等、一一〇四四。  
*Kōon*, pp. 63, 88, 89, 122, *Lüders* 904.
- (103) 『職能帳録總案』遍拂等、一一〇四四。  
*Nikāyahedavīhāgavayākhyāna*, 178b 1.
- (104) 『職能帳録總案』遍拂等、一一〇四四。  
*Lüders* 1106.
- (105) 『職能帳録總案』遍拂等、一一〇四四。  
*Lüders* 664, 682.
- (106) 『職能帳録總案』遍拂等、一一〇四四。  
*EJ*. XX, p. 22; XXXIII, p. 250.

(○参考文献 おもなもの・専門大綱叢書)